

久喜市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則

久喜市民生委員推薦会規則（平成22年久喜市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「12人」を「8人」に改め、同条第2項中「、教育に関係のある者、地域の実情に通ずる者（公募による市民）」を「及び教育に関係のある者」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。